

明治三拾七年三月

節儉申合規約

精隆社

今回日露開戦につき、村内節儉申合せは左記のとおり。

一　宴会は、すべて見合すこと。

ただし、やむを得ず開催する必要があるときは、礼を失しない範囲内で極力節約を守り、又は、品物を贈つてこれに代える等の便法を採ること。

二　諸興業は禁止すると共に、他村からの進物は受け取らないこと。

三　儀式は、努めて節約を旨とすること。

四　家屋の新築改修等は、なるべく見合すこと。

五　華美にわたる装飾品は、一切使用しないこと。

六　婦女は、なるべく各自で髪を結うこと。
七　その他、万事僕約すること。

右に列記した事項は厳守すること。

もし、この規約に違反する者は、村内認義の
うえ交際(村八分にする)を除する。

この規約の有効期間は、戦争終局までとする。

明治三十七年 三月

（文責及び所掌）
取締 精 隆 社